

令和4年度 都民参加事業・シニアスポーツ振興事業について

ご協力をお願い

1. 事業の変更・中止について

補助金交付額は提出された計画書を審査し決定しているため、交付決定後に大きく事業内容を変更することは原則認められません。

しかし、やむを得ない理由により、申請内容を変更・中止する場合には、必ず、事前に電話又はメールでご連絡願います。

なお、事業を中止した場合、補助金は原則として返還いただくこととなります（要項第12条）ので、ご了承ください。

2. 書類の提出期限について

* 概算交付請求書

事業実施（開始）月の前月5日まで（添付書類とともに）

【例：10月実施の事業→9月5日締切】

* 完了報告書・決算書・領収書・写真・チラシ等

事業完了後30日以内又は令和5年3月15日のいずれか早い日まで

* 諸事情により請求書・報告書等が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。